

議第91号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年12月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

建築基準法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
(手数料の種類及び金額)			(手数料の種類及び金額)				
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				
種類	1件につき	件数区分等	種類	1件につき	件数区分等		
(1)の部～(39)の部 (略)			(1)の部～(39)の部 (略)				
(40) 建築基準法 （昭和25年法律第201号。 以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査（右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分（移転に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分）による。）の項～建築物の工事の完了検査申請及び完了の通知に対する審査（右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分（移転に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分）による。）の項 (略)	1申請をもって 1件とする。	(40) 建築基準法 （昭和25年法律第201号。 以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査（右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分（移転に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分）による。）の項 (略)	1申請をもって 1件とする。		
	工作物の工事の完了検査申請及び完了の通知に対する審査			9,000		工作物の工事の完了検査申請及び完了の通知に対する審査	9,000
	仮設建築物の制限緩和に係る建築許可申請に対する審査の項～一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査の項 (略)					仮設建築物の制限緩和に係る建築許可申請に対する審査の項～一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査の項 (略)	
	法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付の項 (略)					法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付の項 (略)	
(40)の2の部～(59)の部 (略)			(40)の2の部～(59)の部 (略)				
備考 (略)			備考 (略)				
2 (略)			2 (略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に申請のあった事項に係る手数料について適用する。